

# 兵庫県公報

平成20年10月7日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

条 例	ページ
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（文書課）.....	1
使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（高齢社会課）.....	4
附属機関設置条例及び兵庫県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（障害福祉課）.....	5
景観の形成等に関する条例及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例の一部を改正する条例（都市政策課）.....	7
保健所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する等の条例（健康福祉部総務課）.....	8

## 公布された法令のあらまし

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第44号）  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行により、新たな公益法人制度が創設されることに伴い、次の条例について所要の整備を行うこととした。
  - 1 兵庫県税条例
  - 2 兵庫県立自然公園条例
  - 3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
  - 4 県民ボランティア活動の促進等に関する条例
  - 5 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
  - 6 公益法人等への職員の派遣等に関する条例
- 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第45号）  
介護保険法に関する手数料について、所要経費等に配慮し、受益者負担及び公平の見地から、新たな手数料を定める等所要の整備を行うこととした。
- 附属機関設置条例及び兵庫県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（条例第46号）  
行財政構造改革推進方策の趣旨を踏まえ、障害福祉に係る事項を一つの附属機関において総合的に取り扱うことにより、附属機関の効率的な運用を図るため、兵庫県障害者介護給付費等不服審査会及び兵庫県精神保健福祉審議会を、障害者基本法の規定に基づき設置している兵庫県障害者施策推進協議会に統合すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 景観の形成等に関する条例及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）  
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行により、都市計画に歴史的風致維持向上地区計画を定めることができることとされることに伴い、次の条例について所要の整備を行うこととした。
  - 1 景観の形成等に関する条例
  - 2 緑豊かな地域環境の形成に関する条例
- 保健所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する等の条例（条例第48号）  
行財政構造改革推進方策に基づく地方機関の統合再編等に伴い、条例で設置し、又はその名称等を定めている行政機関の組織について、次のとおり所要の整備を行うこととした。
  - 1 保健所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部改正  
社保健所、和田山保健所及び柏原保健所の名称をそれぞれ加東保健所、朝来保健所及び丹波保健所に改めるとともに、保健事務所を廃止する。
  - 2 六甲治山事務所設置条例の廃止  
単独の行政機関としての六甲治山事務所を廃止する。

## 条 例

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施

行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第44号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「法人税法第2条第6号の」を「法第24条第5項に規定する」に改める。

第31条第1項中「一に該当する法人が必要であると認めるもの」を「いずれかに該当する法人」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

第31条第1項第2号中「もの」の右に「で知事が必要と認めるもの」を加える。

第33条第1項第1号イ中「及び資産の流動化に関する法律」を「、資産の流動化に関する法律」に改め、「特定目的会社」という。)の右に「並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)」を加える。

第59条の9第1項中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「本条」を「この条」に改め、同条第6項中「法人」を「公益社団法人又は当該公益財団法人」に改める。

第66条第2項中「民法」の右に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附則第5条の2の次に次の1条を加える。

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第5条の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令附則第3条の2の3第1項に規定するところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

附則第35条を次のように改める。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る県税の特例)

第35条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第4項まで及び第6項において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)を除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第14条第3項及び第31条第1項第1号の規定を適用する。

2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人(以下この条において「非営利型法人」という。)に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第33条第1項の規定を適用する。

3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第59条の9第1項の規定を適用する。

4 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人及び認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。)については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第14条第4項及び第27条第

1項の規定を適用する。

5 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第14条第4項及び第27条第1項の規定を適用する。

6 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第27条第1項及び第33条第1項の規定を適用する。

7 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第27条第1項及び第33条第1項の規定を適用する。

（兵庫県立自然公園条例の一部改正）

第2条 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部改正）

第4条 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

（電磁的方法による表決）

第18条の2 法第14条の7第3項の規定による電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて条例で定めるものは、同項に規定する内閣府令で定める方法とする。

第23条の表設立又は合併の認証を受けて行う設立又は合併の登記の項中「法第14条において準用する民法（明治29年法律第89号）第51条第1項」を「法第14条」に改める。

第27条第1項中「法第40条において準用する民法第77条第2項」を「法第31条の8」に改める。

第29条第1項中「法第40条において準用する民法第83条」を「法第32条の3」に改める。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第5条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表38の部(14)中「法第55条において準用する民法（明治29年法律第89号）第83条」を「法第54条の3」に改め、同表62の部(1)中「法第44条において準用する民法第56条」を「法第33条の6」に改める。

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等（法第2条第1項）」を「公益的法人等（次条第1項）」に、「公益法人等を」を「公益的法人等を」に改め、「。以下同じ」を削る。

第2条第1項中「、公益法人等」を「、法第2条第1項に規定する団体」に改め、「掲げるもの」の右に「（以下「公益的法人等」という。）」を加え、「当該公益法人等」を「当該公益的法人等」に、「公益法人等で」を「団体で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第1条中兵庫県税条例附則第5条の2の次に1条を加える改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例附則第5条の3の規定は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日(以下「施行日」という。)以後にされる場合について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正前の兵庫県税条例第59条の9第1項に規定する法人による施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(兵庫県職員定数条例及び企業庁職員定数条例の一部を改正する条例による改正前の兵庫県職員定数条例の一部改正)

- 4 兵庫県職員定数条例及び企業庁職員定数条例の一部を改正する条例(平成20年兵庫県条例第13号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条の規定による改正前の兵庫県職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第45号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の58の部(3)の款中「介護支援専門員証交付手数料」を「介護支援専門員証交付申請手数料」に改め、「の交付」の右に「の申請に対する審査」を加え、同部(4)の款中「介護支援専門員証有効期間更新手数料」を「介護支援専門員証有効期間更新申請手数料」に改め、「の更新」の右に「の申請に対する審査」を加え、同部(10)の款中「10,000円」を「7,000円」に改め、同款を同部(21)の款とし、同部(9)の款を次のように改める。

(9) 介護サービス情報調査手数料	法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下この部において「省令」という。)第140条の29に規定するサービス(特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスを除く。)に係るもの	25,000円
		省令第140条の29に規定する特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスに係るもの	30,000円

別表第4の58の部(9)の款を同部(20)の款とし、同款の前に次のように加える。

(15) 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査	15,000円
(16) 指定介護療養型医療施設指定申請手数料	法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の申請に対する審査	30,000円

(17) 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	15,000円
(18) 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	14,000円
(19) 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	法第115条の10において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	7,000円

別表第4の58の部(8)の款中「介護老人保健施設変更許可手数料」を「介護老人保健施設変更許可申請手数料」に改め、「限る。）」の右に「の申請に対する審査」を加え、同款を同部(14)の款とし、同部(7)の款中「介護老人保健施設開設許可手数料」を「介護老人保健施設開設許可申請手数料」に改め、「の許可」の右に「の申請に対する審査」を加え、同款を同部(13)の款とし、同部(6)の款の次に次のように加える。

(7) 指定居宅サービス事業者指定申請手数料	法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査	20,000円
(8) 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	10,000円
(9) 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	20,000円
(10) 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	10,000円
(11) 指定介護老人福祉施設指定申請手数料	法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査	30,000円
(12) 指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査	15,000円

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第4の58の部(3)の款及び(4)の款の改正規定、同部(7)の款の改正規定(同款を同部(13)の款とする部分を除く。)並びに同部(8)の款の改正規定(同款を同部(14)の款とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附属機関設置条例及び兵庫県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第46号

附属機関設置条例及び兵庫県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

(附属機関設置条例の一部改正)

第1条 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表特別職報酬等審議会の項中「報酬の」を「議員報酬の」に改め、同表障害者介護給付費等不服審査会の項及び精神保健福祉審議会の項を削る。

(兵庫県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第2条 兵庫県障害者施策推進協議会条例(昭和46年兵庫県条例第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県障害福祉審議会条例

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「兵庫県障害者施策推進協議会」を「兵庫県障害福祉審議会」に、「協議会」を「審議会」に改める。

第7条中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

(審査請求の審議会への諮問)

第9条 知事は、審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 知事が障害者の保健又は福祉に係る専門的な審査を要しないと認めるとき。

(医師等の報酬)

第10条 障害者自立支援法第103条第2項の規定により医師等に支給する報酬の額は、診断その他の調査をするに当たり必要とする技能の程度又はこれに要する時間等を考慮して、知事が決定する。

第6条第1項中「協議会」を「審議会」に改め、同条第3項中「委員」の右に「及び特別委員」を加え、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員及び特別委員の互選によつて定める。

5 部会長の職務及びその代理並びに部会の会議については、第5条第3項及び第4項並びに前条の規定を準用する。

6 審議会は、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

第5条中「協議会」を「審議会」に改め、同条に次の2項を加える。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条を第6条とする。

第4条第1項及び第3項中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し及び同条第1項中「委員」の右に「及び特別委員」を加え、同項第3号中「法」を「障害者基本法」に改め、同項第4号中「障害者の」の右に「保健、医療又は」を加え、同条に次の1項を加える。

4 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、その任を解くものとする。

第3条を第4条とする。

第2条中「協議会」を「審議会」に、「20人」を「30人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 審議会は、障害者基本法第26条第2項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議すること。

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第97条第1項に規定する市町の介護給付費等に係る処分に対する審査請求(以下「審査請求」という。)の事件を取り扱うこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。ただし、第1条中附属機関設置条例第1条第1項の表特別



職報酬等審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(兵庫県精神保健福祉審議会条例及び兵庫県障害者介護給付費等不服審査会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 兵庫県精神保健福祉審議会条例(昭和40年兵庫県条例第44号)

(2) 兵庫県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成18年兵庫県条例第25号)

(経過措置)

3 兵庫県障害者介護給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)は、第1条の規定による改正後の附属機関設置条例第1条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から施行日以後最初に兵庫県障害福祉審議会(以下「審議会」という。)の会議が開かれる日の前日までの間、存続するものとする。

4 前項の場合における審査会の組織及び運営並びに委員の報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

5 兵庫県障害者施策推進協議会、審査会若しくは兵庫県精神保健福祉審議会(以下これらを「旧協議会等」という。)がした意見の具申その他の行為又は旧協議会等に対して行っている諮問その他の行為については、施行日(審査会については、施行日以後最初に審議会の会議が開かれる日)以後においては、審議会がした意見の具申その他の行為又は審議会に対して行っている諮問その他の行為とみなす。

6 施行日以後最初に開かれる審議会の会議は、第2条の規定による改正後の兵庫県障害福祉審議会条例第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第21号の2中「障害者施策推進協議会」を「障害福祉審議会」に改め、同条第57号から第59号までを次のように改める。

(57)から(59)まで 削除

別表第1 障害者施策推進協議会の項を次のように改める。

障害福祉審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円
	特別委員	日額	12,500円

別表第1 障害者介護給付費等不服審査会の項及び精神保健福祉審議会の項を削る。

別表第2 障害者施策推進協議会の委員の項中「障害者施策推進協議会の委員」を「障害福祉審議会の委員及び特別委員」に改め、同表障害者介護給付費等不服審査会の委員の項及び精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員の項を削る。

景観の形成等に関する条例及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第47号

景観の形成等に関する条例及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例の一部を改正する条例

(景観の形成等に関する条例の一部改正)

第1条 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第30条中「防災街区整備地区計画」の右に「、歴史的風致維持向上地区計画」を加える。

(緑豊かな地域環境の形成に関する条例の一部改正)

第2条 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画、沿道整備計画」を「防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画」に改める。

附 則

この条例は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の施行の日から施行する。

保健所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第48号

保健所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する等の条例

（保健所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部改正）

第1条 保健所の名称、位置及び所管区域を定める条例（平成12年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を削る。

第2条中「前条第1項」を「前条」に改める。

別表第1名称の欄中「社保健所」を「加東保健所」に、「和田山保健所」を「朝来保健所」に、「柏原保健所」を「丹波保健所」に改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

（六甲治山事務所設置条例の廃止）

第2条 六甲治山事務所設置条例（平成13年兵庫県条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。